

障がい者の暮らしやすい鳥取プロジェクトチームの設置について

障がい福祉課

障がいの有無に関わらず誰もが暮らしやすい地域社会（共生社会）の実現に向け、部局横断的に取組を進めるため、下記のとおり庁内に「障がい者の暮らしやすい鳥取プロジェクトチーム」を設置しました。

記

障がい者の暮らしやすい鳥取プロジェクトチームの概要

(1) 設置目的 障がいの有無に関わらず誰もが暮らしやすい地域社会（共生社会）の実現に向け、全庁で情報・課題を共有し、部局横断的に取組を進める。

(2) 構成 統轄監（チーム長）

各部局長

〔 未来づくり推進局、危機管理局、総務部、地域振興部、
文化観光スポーツ局、福祉保健部、生活環境部、商工労働部、
農林水産部、県土整備部、会計管理者、教育委員会、警察本部 〕

(3) 検討テーマ • 公共施設等のバリアフリー化

• 差別的取扱いの洗い出し、県の手続き等の見直し

• 情報アクセス・コミュニケーション支援

• 障がい者優先調達の推進

• 障がい者計画の策定

(4) 検討スケジュール（予定）

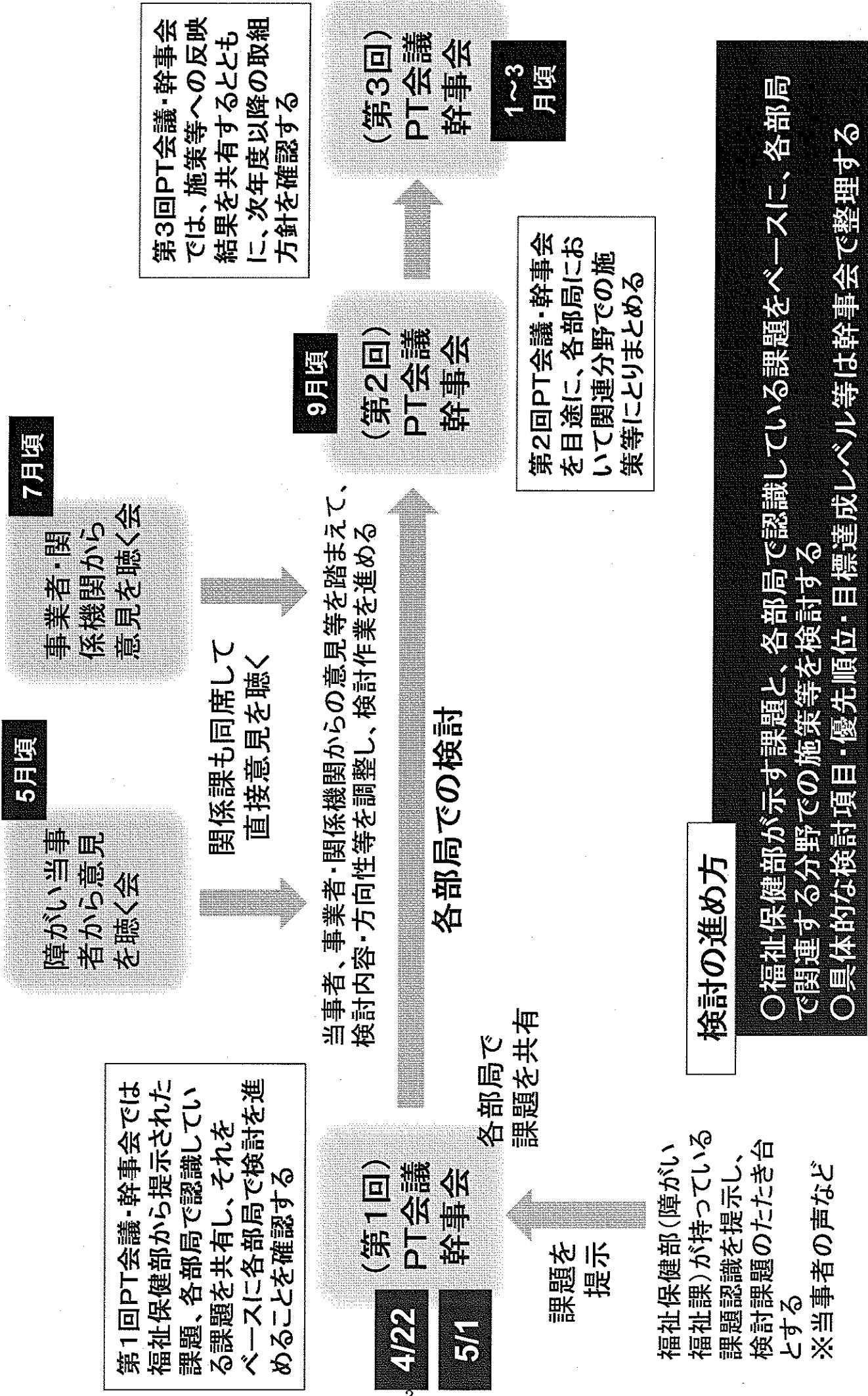
期日	会議等種別	内容
4月22日（火）	第1回PT会議	・目的、スケジュール、進め方等の確認 ・分野ごとの課題認識、取組状況等の共有 ・取組方針の確認、意見交換 等
5月1日（木）	第1回合同幹事会	・障がい当事者からの現状把握、意見聴取 ・課題解決に向けた意見交換 等
5月20日（火） 5月23日（金）	障がい当事者から 意見を聞く会	・事業者・関係機関からの現状把握、意見聴取 ・課題解決に向けた意見交換 等
7月（予定）	事業者・関係機関 から意見を聞く会	・事業者・関係機関からの現状把握、意見聴取 ・課題解決に向けた意見交換 等
9月（予定）	第2回合同幹事会 第2回PT会議	・各分野での施策等へのとりまとめ状況確認 ・新規事業、取組に関する意見交換 等
1月（予定）	第3回合同幹事会	・各分野での施策等への反映結果の共有
3月（予定）	第3回PT会議	・次年度以降の取組方針の確認 等

障がいの有無に問わらず誰もが暮らしありやすい地域社会(共生社会)の創造 ～障がい児・者の地域生活の充実、社会参画が進むたための社会環境の充実～

チーム長・主管部局	チーム長：統轄監　　主管：福祉保健部（事務局：障がい福祉課）
関係部局	<p>未来づくり推進局、危機管理局、総務部、地域振興部、文化観光スポーツ局、福祉保健部、生活環境部、商工労働部、農林水産部、国土整備部、会計管理者、教育委員会、警察本部</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 公共施設等のバリアフリー化の促進(公共施設、集客施設、觀光施設、宿泊施設、道路、公共交通など) ■ 障害者差別解消法施行に向けた準備(差別的取扱いの洗い出し)、県における行政手続等の見直し ■ 情報アクセスやコミュニケーションに困難を抱える方への支援の充実 ■ 県による障がい者就労施設からの物品・役務の調達拡大 ■ 障がい者計画の策定
目標・アウトプット	<p>取組内容・スケジュール</p> <p>第1回(4月) 取組内容スケジュール等の確認 （第2回までに当事者・関係者から意見聴取）</p> <p>第2回(9月) 課題の共有性の確認 取組結果の確認</p> <p>第3回(3月) 当事者、関係者からの意見聴取の際には、関係課が立ち会う。 ※関係課による幹事会を設置し、必要に応じてPTの前後に会議を開催する。</p> <p>① 公共施設等のバリアフリー化 ② 差別的取扱いの洗い出し、県の手続き等の見直し ③ 情報保障・コミュニケーション支援 ④ 障がい者優先調達の推進 ⑤ 障がい者計画策定</p> <p>【外部からの意見聴取】</p> <p>(障がい当事者から) (外部の関係者から)</p> <p>福祉のまちづくり推進協議会 意見を聞く会 人権尊重の社会づくり協議会 情報アクセス・コミュニケーション研究会 障がい者の実態ニーズ調査</p> <p>【部局横断的な検討】</p> <p>H27年度当業化 予算(hardt、ソト) 障がい者による行政手続の検討 障がい者支帳・普及部門へ働きかけ 障がい者計画 パブコメ</p> <pre> graph TD subgraph External [External Stakeholders] direction TB A[福祉のまちづくり推進協議会] --- B[意見を聞く会] C[人権尊重の社会づくり協議会] D[情報アクセス・コミュニケーション研究会] E[障がい者の実態ニーズ調査] end subgraph Internal [Internal Departments] direction TB F[PT] --- G[内閣協議会] G --- H[H27年度当業化 予算(hardt, soot)] H --- I[障がい者による行政手続の検討] I --- J[障がい者支帳・普及部門へ働きかけ] J --- K[障がい者計画 パブコメ] end A --> B B --> C C --> D D --> E E --> F F --> G G --> H H --> I I --> J J --> K </pre>

検討の進め方

2



資料3

第4回鳥取県人権意識調査について

平成26年5月23日
人権・同和対策課

1 概要

- ①人権に対する県民意識の変化、新たな人権問題に関する県民の認識等について把握するため、「第4回鳥取県人権意識調査」を実施します。
- ②この調査結果については、平成28年度に予定している「鳥取県人権施策基本方針」の第3次改訂（1次改訂：H16年3月、2次改訂：H22年11月）に反映させるとともに、教育・啓発活動などの人権施策の基礎資料とします。

2 経緯等

- ・これまでに人権意識調査を3回実施。（H9年8月、H17年2月、H23年2月）
- ・第4回意識調査の実施にあたっては、「鳥取県人権意識調査実施検討委員会」を設置し、昨年度から調査内容及び結果分析等に関して専門的な見地からの助言等をいただいているところ。

3 調査の内容等

(1) 対象者

16歳以上の県内在住者3,000名を各市町村の住民基本台帳から無作為抽出

(2) 調査方法

調査票を送付、返信用封筒により無記名で返送

(3) 設問内容

- ・人権全般について（人権侵害を受けた経験、相談先など9問）
- ・教育・啓発活動について（読んだり見たりした啓発物、研修会への参加など9問）
- ・同和問題について（部落差別の現状認識など7問）
- ・男女共同参画、障がいのある人など個別分野の人権問題について（現状認識と必要な取組など28問）
- ・職場、学校、家庭、地域などにおいて、一人ひとりの人権が守られているかどうか（1問）

(4) スケジュール

- ・5月 調査票の発送
- ・7月中旬 回答期限
- ・7月～12月 結果の取りまとめ分析

※調査対象者の抽出、発送、基礎データの取りまとめは民間業者に委託する。

4 今後の予定

- ・「鳥取県人権意識調査実施検討委員会」「鳥取県人権尊重の社会づくり協議会」において、分析等を行い、今年度末に報告書を公表します。
- ・報告書の概要版を作成し、県民への啓発資料として活用します。
- ・調査結果の分析等と平行して、今年度中に人権施策基本方針の改訂作業に着手します。

平成26年5月23日
人権・同和対策課

本県では、「鳥取県人権施策基本方針」において、ユニバーサルデザイン（UD）の推進を人権尊重の基本理念の一つに据えている。

平成26年度は、「第14回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会」が開催されることから、この大会と連携して、UD理念の普及啓発等を行うなど、ユニバーサル社会の実現に向けたUDの取組をより推進していく。

1 現状と課題

【現状】

県民へのUD啓発活動（キャンペーン、出前講座等）で、県庁各部局でのUDに関わる取組の紹介に加え、カイゼン活動等を通して県庁内へのUD浸透を図っているところ。

（UD推進に係る平成25年度の取組）

- ・キャンペーン（8回）、出前講座（14回）、出前授業（8回）を開催
- ・県職員を対象としたUD基礎研修の開催（H25年度は23回開催）
- ・県職員及び市町村職員を対象としたステップアップ研修の開催（H25年度は中部で開催）

【課題】

- ・平成22年度実施の人権意識調査では、県民のUDに対する理解度が21.9%であり、さらなる理解度の向上のための取組が必要。（工程表目標数値：H26年度に実施する鳥取県人権意識調査においてUDに対する認知度50%）
- ・県の施策にUDを反映させるためには、県職員の一人ひとりがUDの必要性を意識することで、このための大きな県庁UD運動につなげる取組を展開していく必要がある。
- ・各部局が取り組まれているUDに関する施策（ハード、ソフト両面）について、意思疎通を図りながら普及啓発をしていく必要がある。

2 今年度の取組

（1）UDの普及啓発

取組項目	内 容
カラーUDの推進	カラーUDに関する講演会の開催や、色弱模擬フィルタによる疑似体験の実施により、県民に色覚の多様性についての理解を促し、カラーUDの普及を目指す。
UD普及啓発小冊子作成	これまで行ってきたUDに関する取組について、幅広く県内外にPRするための普及啓発小冊子を作成する。A5版 16ページ（20,000部作成） 作成後は、講座等での教材としての利用のほか、各種のイベントでの配布、公共機関への配架により普及啓発を行う。
UD啓発キャンペーン	UDの認知度向上や理解を推進するため、各種イベントでのパネル展示や鳥取県立人権文化センター等での期間展示を行う。

UD推進専門員の配置	近年、出前授業及び出前講座を希望する学校や団体等が増加したことから、県外の講師1人に加え、今年度からUD専門員を配置し、出前授業などで研修講師等を行う。																					
UD出前授業	<p>教育委員会と連携し、児童・生徒にUDを推進することにより若年層から啓発を図る。</p> <p>なお、平成26年度は、実施校を8校から20校へ増やすとともに平成27年度からの完全実施を目指す。</p> <p>《参考》出前授業希望校数の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>H22</th><th>H23</th><th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th><th>H27</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>希望校数</td><td>20</td><td>20</td><td>21</td><td>27</td><td>募集中</td><td></td></tr> <tr> <td>実施校数</td><td>8</td><td>8</td><td>8</td><td>8</td><td>20(予定)</td><td>完全実施</td></tr> </tbody> </table>	年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	希望校数	20	20	21	27	募集中		実施校数	8	8	8	8	20(予定)	完全実施
年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27																
希望校数	20	20	21	27	募集中																	
実施校数	8	8	8	8	20(予定)	完全実施																
UD体験学習	青少年社会教育施設の主催事業にUDのプログラムを組込み、参加した子どもたちに、工作等を通じてUDの気づきや考え方を教えていくことにより、UDを含む人権意識の高揚を図っていく。(年間4回程度)																					
UD出前講座	講座案内を積極的に行い、企業、地域等に人権局職員又は県内講師が直接出かけて県民へのUDの普及啓発を図る。																					

(2) 県庁UD運動

取組項目	内 容
UD基礎研修	県職員に対してUDの一層の理解を促進するため、人権局職員又は県内講師が講師になり単位制研修を実施する。
UDステップアップ研修	UDの専門家、UD先進県職員などを講師として、日々の業務にUDの考え方を取り入れができるよう、より実践的な研修を実施する。(年間1回開催)

(参考)

バリアフリーとユニバーサルデザインの違い

社会にある障害のことを「バリア」、それをなくそうとする考え方を「バリアフリー」と言います。ユニバーサルデザインは、この考え方をさらに進めて、はじめからすべての人ができるかぎり利用しやすいように物（製品）、施設、環境、サービスなどをつくり、提供しようとする考え方。

カラーユニバーサルデザインとは

多様な色覚に配慮して、なるべくすべての人に情報が正確に伝わるよう、色の使い方や文字の形などに配慮すること。

人権尊重の社会づくり相談ネットワークの運用状況について

平成 26 年 5 月 23 日
人権・同和対策課

平成 25 年度の人権尊重の社会づくり相談ネットワークの運用状況は次のとおりです。なお、平成 24 年 9 月から「こどもいじめ人権相談窓口」を設置しております。

1 相談件数等・・・ 516 件 (対前年比 7.9% 増: 前年度 478 件) (詳細は別添のとおり)

2 専門相談員の相談事例

(1) 専門相談員が行った相談事例

専門相談員	具体例	
	相談分野	対応状況
法律 (弁護士)	その他	民事判決に不服がある場合と財産分与についての助言
〃	子ども	親権者等についての助言
〃	その他	離婚にかかる財産分与等についての助言
〃	その他	不法行為による損害賠償についての助言
〃	子ども	いじめ問題についての損害賠償についての助言
臨床心理 (臨床心理士)	疾患	精神的不安を訴えられる方への助言

(2) ケース会議での助言

専門相談員	具体例	
	相談分野	対応状況
福祉 (大学准教授)	児童福祉	ケース会議において相談事例の解決を促進するための助言
教育 (大学教授)	いじめ	ケース会議において相談事例の解決を促進するための助言

3 こどもいじめ人権相談窓口の開設

いじめが全国的に問題になっていることを受け、平成 24 年 9 月 21 日に人権局に「こどもいじめ人権相談窓口」を開設し、子どものいじめに係る相談に対応をしている。

(1) 設置箇所: 県庁人権局

(2) 電話相談: 24 時間対応、メール相談: 24 時間受付

(3) 相談件数: 97 件 (前年度 55 件 人権相談件数の内数)

(4) 対応事例

①関係機関等とケース会議を開催し、事案の解決に向けた支援が行われた。

②相談者の要望により、専門相談 (弁護士) を行い、今後の問題解決に向けた整理を行った。

③相談者の要望により、県教育委員会の調査が行われた。

4 鳥取県いじめ問題検証委員会

いじめ防止対策推進法に基づくもののほか、県内の学校におけるいじめが原因と考えられる児童・生徒の重大な事故が発生した場合、関係者の了解のもとに事実関係を確認し、問題の解決に向けての検証等を行う、「鳥取県いじめ問題検証委員会」を設置することとした。

※現在まで設置された例はない。

○沿革

- ・平成 24 年 11 月 2 日 要綱制定

- ・平成 25 年 10 月 11 日 鳥取県附属機関条例の制定に伴い、知事の附属機関として位置づけ要綱改正

相談事例及び相談内容

1 主な相談事例

支援類型	具体例	
	相談分野	対応状況
① 整理・関係機関への伝達 〔相談内容を整理してまとめ、関係機関へ伝達して解決を促進〕	外国人・公務員	出国に関する職員との問題について内容を整理し、外国人への人権に対する配慮について、相談者に代わり県外行政機関に伝達し、当該職員への指導を依頼し解決を促進した。
	女性	家庭内暴力に遭い離婚を考えている相談者について、相談内容を整理し関係機関に伝達し、対応を要請。関係機関と相談者で話し合いがなされ、その後も相談員が助言するなど支援し、解決を促進した。
② 第三者として当事者に伝達 〔相談内容を第三者の立場で冷静に伝達し、問題への対応を促進〕	障がい・労働者・公務員	職場の人間関係やコミュニケーションの問題について相談内容を整理し、第三者として職場管理者に伝達。職場の関係者等と相談者との話し会う機会を持ち、解決を促進した。
	子ども・公務員	子どもの学校生活の問題について相談内容を整理し、学校・教育委員会に伝達。安心した学校生活が送れるよう話し合いを重ね解決を促進した。
③ ケース会議開催など関係機関と緊密に連携した支援 〔関係機関職員等と対応策を検討しながら解決を促進〕	障がい・子ども	障がいのある子どもが近所からの心ない言葉を継続して受けているという相談を受け、町関係機関（人権・福祉）及び自治会長が集まり、地域で安心して暮らせるための会議に出席し、問題解決を促進した。
	障がい・公務員・その他	関係機関（福祉事務所、民生委員、人権福祉センター）が集まって対応方針を検討する会議に参加して、コーディネーター的役割を果たしながら、それぞれの役割分担を明確にするなど問題解決を促進した。
④ 必要な情報の提供 〔問題を整理し、解決のために必要な情報等を提供〕	子ども・女性	問題を整理し、課題ごとに相談先等を具体的に情報提供。これに基づき相談者が関係機関に直接相談され問題解決を促進した。
	疾病・高齢者	認知症の高齢者について権利擁護の問題に迷っている相談者に対し、高齢者の状況を聞きながら、成年後見制度について情報提供し理解を促進するとともに、サポート機関等を紹介した。

2 人権相談窓口における相談の状況について

(1) 相談件数

① 受付機関別

	H25	H24
人権局	183	180
中部振興局	107	72
西部振興局	226	226
計	516	478

② 相談形態別

	H25	H24
面接	168	159
電話	302	282
封書等	46	37
計	516	478

(2) 相談内容

① 分野別

	同和問題	外国人	障がい	障がい細分(複数計上)					子ども	女性
				身体	知的	精神	発達	不明		
H25	7	6	187	16	66	48	52	0	111	29
H24	10	5	159	12	57	48	59	1	74	50

	高齢者	公務員によるもの	労働者	疾病	その他	計
H25	22	135	35	90	67	689
H24	28	108	50	98	54	636

※相談内容により複数の分野に計上

② 行為類型別

	差別表現	落書き	インターネット	就労(募集採用)	就労(左以外)	虐待(身体的)	虐待(心理的)	虐待(性的)	虐待(経済的)	虐待(精神的)	サービス提供	就学
H25	8	0	9	7	30	8	15	0	6	2	196	21
H24	6	0	1	11	33	6	11	0	3	1	200	32

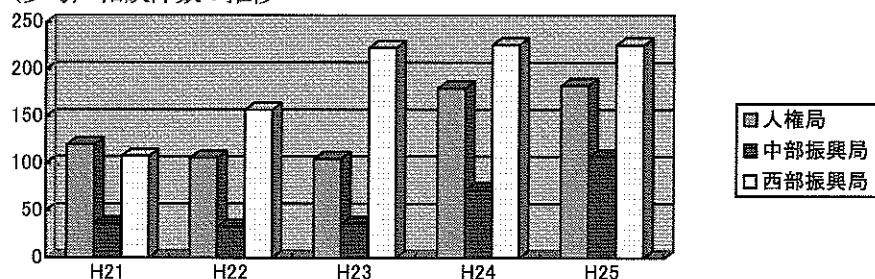
	プライバシー	居住・生活の安全	報道被害	誹謗中傷	嫌がらせ	いじめ	セクハラ	性犯罪	結婚差別	賃貸拒否	その他	計
H25	21	147	1	23	159	89	3	0	1	1	85	832
H24	21	128	0	23	147	80	2	0	3	0	37	745

※相談一件であっても相談内容により複数の行為類型に計上

(3) 相談窓口の対応状況

	情報提供・助言	他機関(県の機関)紹介	他機関(県以外)紹介	その他(傾聴など)	計
H25	443	8	8	57	516
H24	414	9	11	44	478

(参考) 相談件数の推移



資料6

「差別事象検討小委員会」の開催概要について

平成26年5月23日
人権・同和対策課

差別事象への対応の検討をより一層進めるため、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会の小委員会として、差別事象検討小委員会を設置していますが、平成25年度の開催概要は次のとおりです。

1 小委員会の特徴

- ①目的：鳥取県内で発生した同和問題など人権に係る差別事象の正確な実態把握と原因や背景の分析及び対応策並びに今後の効果的な啓発方法の検討を行う。
- ②位置づけ：人権課題について広くかつ専門的に議論いただいている鳥取県人権尊重の社会づくり協議会（審議会）の小委員会と位置づける。
- ③委員：近年の新たな人権問題であるインターネット上の人権問題に詳しい委員や、現場に密着した法律家、活動の実践者や有識者で構成するとともに、活動に機動性を持たせるため、26名の協議会委員のうちの一部（7名）の委員で組織する。
- ④その他：検討結果を上部の組織である協議会へ報告する。

2 委員名簿

7名：(50音順)

氏 名	分 野	所 属 団 体 ・ 職 名
アベ山田 マリア ルイサ	外国人	鳥取県国際交流財団 理事
一盛 真	学識経験者	鳥取大学 准教授
吉岡 伸幸	法律	弁護士
今度 珠美	インターネット	鳥取県ケータイ・インターネット教育推進員
下吉 真二	同和問題	部落解放同盟鳥取県連合会 前書記次長
山本 誠代	福祉	鳥取市手をつなぐ育成会副会長
中永 廣樹	教育	前 鳥取県教育長

3 平成25年度の開催概要

(1) 第1回差別事象検討小委員会

○日 時：平成25年7月11日（木）10：00～12：00

○出席者：委員7名、事務局

○議 事：

■議事1 委員長の選任について

- ・新たな委員長及び副委員長の選任を行った。（一盛委員長、中永副委員長）

■議事2 市町村等から報告のあった差別事象について

- ・市町村から報告のあった差別事象（3件）について検討を行った。

(2) 第2回差別事象検討小委員会

○日 時：平成25年11月13日（水）13：30～15：30

○出席者：委員5名、事務局

○議 事：

■議事1 議事の公開、非公開について

- ・事務局から議事3は非公開とした旨を説明。→委員からは異議なし。

■議事2 市町村等から報告のあった差別事象について

- ・市町村から報告のあった差別事象（1件）について検討を行った。
- ・賤称語の取り扱いや公開のあり方等について議論を行った。

■議事3 差別事象対応指針等の検討について

- ・差別事象対応指針等について検討を行った。（非公開）

(3) 第3回差別事象検討小委員会

○日 時：平成26年1月16日（木）15：15～17：15

○出席者：委員4名、事務局

○議 事：

■議事1 議事の公開、非公開について

- ・事務局から議事3は非公開としたい旨を説明。 →委員からは異議なし。

■議事2 市町村等から報告のあった差別事象について

- ・前回の小委員会に報告した差別事業について、その後の対応状況等について検討を行った。

（前回の小委員会以降、新たに県に報告された事案なし）

■議事3 差別事象対応指針等の検討について

- ・差別事象対応指針等について検討を行った。（非公開）

(4) 第4回差別事象検討小委員会

○日 時：平成26年3月7日（金）13：30～15：30

○出席者：委員7名、事務局

○議 事：

■議事1 議事の公開、非公開について

- ・事務局から議事2は非公開としたい旨を説明。 →委員からは異議なし。

■議事2 差別事象対応指針等の検討について

- ・差別事象対応指針等について検討を行った。（非公開）